

# 建築工事設計業務特記仕様書

(仮称)大庄健康ふれあい体育館新築工事基本設計業務

尼崎市資産統括局技術監理部建築課

**【提出先】**

尼崎市東七松町1丁目23番1号 中館9階

資産統括局技術監理部建築課長

電子メール：[ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp](mailto:ama-kenchiku@city.amagasaki.hyogo.jp)

# 建築工事設計業務特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名称 (仮称)大庄健康ふれあい体育館新築工事基本設計業務委託

### 2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 (仮称)大庄健康ふれあい体育館
- (2) 敷地の場所 尼崎市大島3丁目153-6
- (3) 施設用途 体育館

### 3. 適用

本特記仕様書に記載された特記事項については「」印が付いたものを適用する。また、表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。

### 4. 設計と条件

#### (1) 敷地の条件

- (a) 敷地の面積 約 2,870 m<sup>2</sup>
- (b) 用途地域及び地区の指定
  - 用途地域：第1種住居地域
  - 防火地域：防火地域 準防火地域 法22条地域 指定なし
  - 高度地区：第1種高度地区 第2種高度地区 第3種高度地区  
第4種高度地区 第5種高度地区 指定なし
  - その他：

#### (2) 施設の条件

##### 【体育館】

- (a) 延べ面積 約 1,860 m<sup>2</sup>
- (b) 主要構造 基本設計にて決定
- (c) 耐震安全性の分類

- ① 構造体 II類
- ② 建築非構造部材 B類
- ③ 建築設備 乙類

耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日付け 国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による（以下同じ。）。

- (d) 建築物の類型 第三号 第1類

建築物の類型は、平成31年 国土交通省告示第98号別添二による（以下同じ。）。

【その他付帯工事】

外構工事

(3) 設計・施工一括発注（実施設計・施工）の条件

- (a) 予定工事費 未定
- (b) 設計・施工期間 21 ヶ月間（予定）

(4) 設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。

- 企画書
- 基本設計書
- その他資料

(5) 履行期間

契約締結の日から令和7年1月31日までとする。

II 業務仕様

業務の内容は、平成31年国土交通省告示第98号（以下「告示」という。）別添一第1項に掲げるものとし、内容及び範囲は次のとおりとする。

なお、基本設計段階での概算工事費をもとに設計・施工一括発注（DB）の予定価格を設定するため、見積もり条件に乖離が生じないように対応できる設計図書を整備し、要求水準書の作成に足り得る基本設計となるよう、別途発注する発注者支援業務の受託者（以下「発注者支援業者」という。）と連携を図るとともに、要求水準書等作成に係る技術的な支援を行うこと。

また、（一財）建築コスト管理システム研究所 営繕積算システム（RIBC2）を用いること。（ライセンス費用は本業務に含む。）

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- (a) 基本設計に関する標準業務
  - 建築（総合）
  - 建築（構造）
  - 電気設備（太陽光発電設備、昇降機等を含む）
  - 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）
- (b) 実施設計に関する標準業務（但し、設計意図の伝達業務を除く）
  - 建築（総合）
  - 建築（構造）
  - 電気設備（昇降機等を含む）
  - 機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備等）

## (2) 追加業務の内容及び範囲

- 建築積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成  
見積収集、見積検討資料の作成)
- 電気設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成  
見積収集、見積検討資料の作成)
- 機械設備積算 (積算数量算出書(積算数量調書含む)の作成、単価作成資料の作成  
見積収集、見積検討資料の作成)
- 透視図作成  
〔種類(カラー) 判の大きさ(A3) カット枚数(4) 額の有無(無)  
材質(アルミ) 電子データ(有)〕
- 模型製作  
〔縮尺( ) 主要材料( ) ケースの有無( ) 材質( )〕
- 模型の写真撮影  
〔カット枚数( ) 判の大きさ( ) 白黒・カラーの別( )  
電子データ( )〕
- 計画通知又は建築確認申請(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・  
条例に関する許認可等を含む。)に関する手続及びこれに付随する詳細協議(関係機関  
との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応(質疑応答、書類の修正等)  
等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。)
- 各種法令・条例(建築基準関係規程(みなし規定を含む。)等に係る法令・条例を含  
む。)に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続及びこれに付随する詳細協議  
(手数料の納付は含まない。)
- 尼崎市都市美アドバイザー会議への出席及びデザイン協議に必要な図書の作成
- 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続(標識看板の  
作成、設置報告書等の届出)(手数料の納付は含まない。)
- 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納  
付は含まない。)
- 概略工事工程表の作成
- 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設  
計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な  
検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
- エネルギー消費性能関係計算書の標準入力法による作成
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建  
築物省エネ法」という。)第13条第2項に規定する手続(手数料の納付を含まない。)
- 建築物省エネ法第20条第2項の通知に関する手続
- 建築物総合環境性能評価システム(CASBE: 評価Aランク以上)による評価書の  
作成
- 住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
- BELS認証に関する資料の作成及び申請に関する手続(手数料の納付は含まない。)
- 再生資源利用計画書の作成

- 再生資源利用促進計画書の作成
- 設計住宅性能評価の資料作成及び申請手続き
- 現況測量調査（測量事務所による平面測量と高低測量共）
- 土質調査（別添：土質調査仕様書による）
- テレビ電波障害の調査（6ポイント）と障害予想区域図の作成
- 日影図の作成（既存建物）

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- (a) 設計図書の作成は、尼崎市設計図書作成基準に基づき行う。
- (b) 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- (c) 積算業務は、市の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (d) 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省力化及び工事日数短縮）に配慮する。
- (e) 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。
- (f) 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

### (2) 適用基準等

本業務に市及び国土交通省等が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受託者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、原則、年度を記載しているもの以外は最新版を適用する。（市が履行期間中に適用年度を改定した場合は、その指示による。）

(a) 共通

- 尼崎市設計図書作成基準 ※貸与
- 尼崎市公共施設等総合管理計画
- 第1次尼崎市公共施設再編計画
- 第1次尼崎市公共施設保全計画
- 尼崎市公共建築物における木材利用促進に関する方針
- 尼崎市建築工事積算基準 ※貸与
- 尼崎市耐震診断・耐震補強設計業務委託共通仕様書 ※貸与
- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
- 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針
- 建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事
- 官庁施設の環境保全性能基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 公共建築工事積算基準及び同解説
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説 (令和2年版)
- 官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン
- BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)
- 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- 

(b) 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)
- 建築工事監理指針 (令和4年版)
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和4年版)
- 建築改修工事監理指針 (令和4年版)
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 構内舗装・排水設計基準

構内舗装・排水設計基準の資料

(c) 建築積算

公共建築数量積算基準

建築数量積算基準・同解説

公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

建築工事内訳標準書式・同解説

公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算  
工事費算出標準書式

営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編）

(d) 設備

建築設備計画基準

建築設備設計基準

建築設備工事設計図書作成基準

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和4年版）

電気設備工事監理指針（令和4年版）

公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和4年版）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）

機械設備工事監理指針（令和4年版）

公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）

雨水利用・排水再利用設備計画基準

建築設備耐震設計・施工指針（（一財）日本建築センター）

建築設備設計計算書作成の手引（（一社）公共建築協会）

空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント  
ガイドライン

(e) 設備積算

公共建築設備数量積算基準

公共建築設備数量積算基準・同解説

公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）

公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説

公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン概算  
工事費算出標準書式

営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編・機械設  
備工事編）

### (3) 提出書類

<input checked="" type="checkbox"/> 工事設計業務着手届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 設計担当者届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 管理技術者経歴書	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 各主任担当技術者経歴書	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 協力事務所届	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 設計工程表	契約締結後 7 日以内
<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託完了報告書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 納品書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 請求書	設計業務完了時
<input checked="" type="checkbox"/> 業務実績情報の登録	

不要

要：受託者は、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、市の承諾を受ける。また、業務完了時には、登録されることを証明する資料として、市の確認を受けた書面を提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。その後、業務カルテ受領書の写しを市に提出する。

### (4) 管理技術者及び主任担当技術者の資格要件

なし。

募集要領による。

### (5) 貸与品等

貸与品等
<input checked="" type="checkbox"/> 適用基準等のうち、貸与するもの
<input type="checkbox"/> 既存建築物設計図書一式
<input type="checkbox"/> 既存工作物設計図書一式
<input checked="" type="checkbox"/> 既存敷地調査資料（柱状図）
<input checked="" type="checkbox"/> 特記仕様書
<input type="checkbox"/> 類似設計図書
<input type="checkbox"/> 類似設計 CAD データ
<input checked="" type="checkbox"/> 参考設計図書
<input checked="" type="checkbox"/> 参考設計 CAD データ

※貸与品は、業務委託終了後すみやかに市へ返却すること。

### (6) 打合せ及び記録

(a) 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、市に提出する。

- ① 業務着手時
- ② 市又は管理技術者が必要と認めた時
- ③ その他（ ）



## (7) 成果物等の情報の適正な管理

- (a) 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、市は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- 1) 業務の成果物（未完成の成果物を含む。）
  - 2) その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
    - ① 市の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
    - ② 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
    - ③ 成果物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、市が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
    - ④ サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
    - ⑤ 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、II 2. (5)により市に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- (b) 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに市に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- (c) 上記(a)及び(b)の規定は、契約終了後も対象とする。
- (d) 上記(a)、(b)及び(c)の規定は、協力者等に対しても対象とする。

## (8) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（基本設計）

指定部分の履行期限

- (b) 中間報告

設計業務の中間時点において管理技術者が各業務の進捗を確認し、市に中間報告を行うこと。

- (c) 成果物の取扱いについて

成果物を提出するとき、受託者は責任ある審査を行い、市の承諾を得た上で成果物（設計図書は、新築、改修ともに市担当者の承諾を得た上で、建築士法に基づき、当該設計図書に責任を有する設計者の記名及び免許の種類、免許番号を記入し、原図を提出する。）を提出すること。提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受託者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。（添付の設計著作権の特約条項参照）

- (d) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

①写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ市の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

1) 写真を公表すること。

2) 写真を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(e) 設計の進め方について

① 初回及び中間の重要な設計打合せには、管理技術者、各主任担当技術者、担当技術者が同席すること。

② 管理技術者は、工事設計業務の進行過程において、建築設計と設備設計の調整・検討を行い、市に報告すること。

③ 工事設計業務の進行過程において、適宜経過を市に報告し、確認を受けること。

④ 工事設計業務に関する打合せ記録は、全て受託者が記録し、適宜写しを市に提出し、確認を受けること。

⑤ 設計金額は設計中適宜提示し、工事予定価格について協議する場を設けること。

⑥ 隣接して整備予定の公園、コミュニティスペースとの調整

体育館敷地に隣接して整備予定（R6年設計、R7年工事、R8年供用開始）の公園・コミュニティスペースとの景観的な調和や、相互利用可能な動線の確保など設計段階での密な調整が必要な事から、工事中の動線等も併せて公園設計者と協議する場を設ける為、資料作成、図面調整等に協力すること。

(f) 支払い条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内一括払い

(g) その他

その他不明な事項は、市との協議により定める。

### 3. 成果物、提出部数等

#### (1) 基本設計

成果物等	原図	写し	製本形態	適用 (A 1 判以外は特記)
(a) 建築（総合） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 概略工程表	各 1 部	( 4 )部		A 3 判
(b) 建築（構造） <input checked="" type="checkbox"/> 建築（構造）基本設計図書 構造計画説明書 構造設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( 4 )部		A 3 判
(c) 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本設計図書 電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( 4 )部		A 3 判
(d) 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書 機械設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/>	各 1 部	( 4 )部		A 3 判

(e) その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 模型 <input type="checkbox"/>	各1部	(4)部		
(f) 資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書 <input type="checkbox"/> 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書 <input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費性能計算プログラムの計算結果	各一式	(4)部		

(注)：構造、電気設備及び機械設備の成果物は、総合基本設計の成果物の中に含めることができる。

- ：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- ：成果物の設計図面は、市の指示により縮小二つ折りA3判製本各(4)部とし、設計原図はケース収納とする。
- ：新築及び増築に係る工事費概算書の作成に当たっては、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- ：積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システムRIBC2((一財)建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による。
- ：各設計図は市と協議の上、設計内容に応じて適宜必要な図面を作成すること。
- ：BIMモデルを成果品として提出する場合は、「BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)」による。
- ：概略工事工程表の作成に当たっては、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(平成30年2月)を参照し、適正な工期を設定する。

## 設計著作権に関する特約条項

### (著作権の帰属)

第1条 成果物又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第5章に規定する著作者の権利（以下、「著作権等」という。）は、著作権法の定めるところに従い、受託者又は委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

### (著作物等の利用の許諾)

第2条 受託者は委託者に対し、次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において、受託者は次の各号に掲げる成果物の利用を委託者以外の第三者に許諾してはならない。

一 成果物を利用して建築物を1棟（成果物が2以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは、各構えにつき2棟ずつ）完成すること。  
二 前号の目的及び本件建築物の増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

2 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。

一 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。  
二 本件建築物を増築し、改築し、修繕し、模様替により改変し、又は取り壊すこと。

### (著作者人格権の制限)

第3条 受託者は、委託者に対し、成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。

2 受託者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

一 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。  
二 本件建築物に受託者の実名又は変名を表示すること。

3 受託者は、前条の場合において、著作権法第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

### (著作権等の譲渡禁止)

第4条 受託者は、成果物又は本件建築物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する受託者の権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の侵害の防止)

第5条 受託者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、委託者に対して保証する。

2 受託者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

# 尼崎市公募プロポーザル 企 画 書

業務名称	(仮称) 大庄健康ふれあい体育館新築工事基本設計業務
------	----------------------------

担当課	資産統括局 技術監理部 建築課
-----	-----------------

# 目 次

- 1 プロジェクトの概要
  - 2 プロジェクトの視点
  - 3 敷地の状況
  - 4 付近見取図
  - 5 敷地状況図
  - 6 敷地周辺現況写真
- 別紙1 必要諸室等一覧

# 1 プロジェクトの概要

項 目	内 容		
予定敷地	尼崎市大島3丁目153-6		
用途地域	第1種住居地域	防火地域	準防火地域
高度地区	第3種高度地区	その他地域・地区	—
敷地面積	約2,870 m <sup>2</sup>	容積率	建ぺい率
		200	60
構造規模	基本設計にて決定	延べ面積	約1,860 m <sup>2</sup>
施設内容・ 必要諸室	<p>○体育館本体 第1フロア、第2フロア、格技室、事務室 集会室・娯楽室（可動式間仕切りで1室利用可能な形態とする）、 談話コーナー、多目的スペース（フレイル対策事業等の実施を想定）、 更衣室（シャワー室含む）、トイレ、授乳室、器具庫、昇降機設備等</p> <p>○屋外施設 駐車場、駐輪場（共に屋根なし）</p> <p>○配置人員 指定管理者の職員5～6名程度</p> <p>※詳細は別紙①参照</p>		
	<p>・（仮称）大庄健康ふれあい体育館新築工事に係る基本設計業務 ・上記に伴う電気、機械設備工事の基本設計業務 ・上記に伴う透視図作成、各種申請書作成業務</p> <p>※詳細は基本設計業務特記仕様書を参照</p>		
設計期間	約8か月	基本設計	契約締結の日から令和7年1月31日
委託上限額	12,367,300円（税込）	実施設計・施工期間	21ヶ月（予定）
地域の特徴 周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現大庄体育館（地区体育館）と現千代木園（老人福祉センター）の機能を統合し、移転建て替えを行う。</li> <li>・計画敷地は旧大庄西中学校の跡地。</li> <li>・敷地北側は南の口公園が移転し、西側はコミュニティスペースが整備される予定。</li> <li>・敷地東側車両進入予定道路（大庄武庫線）は北向き一方通行・大型車両許可制。</li> <li>・道路を挟んで南側は戸建て住宅、東側は共同住宅と店舗等がある。</li> </ul>		



## 2 プロジェクトの視点

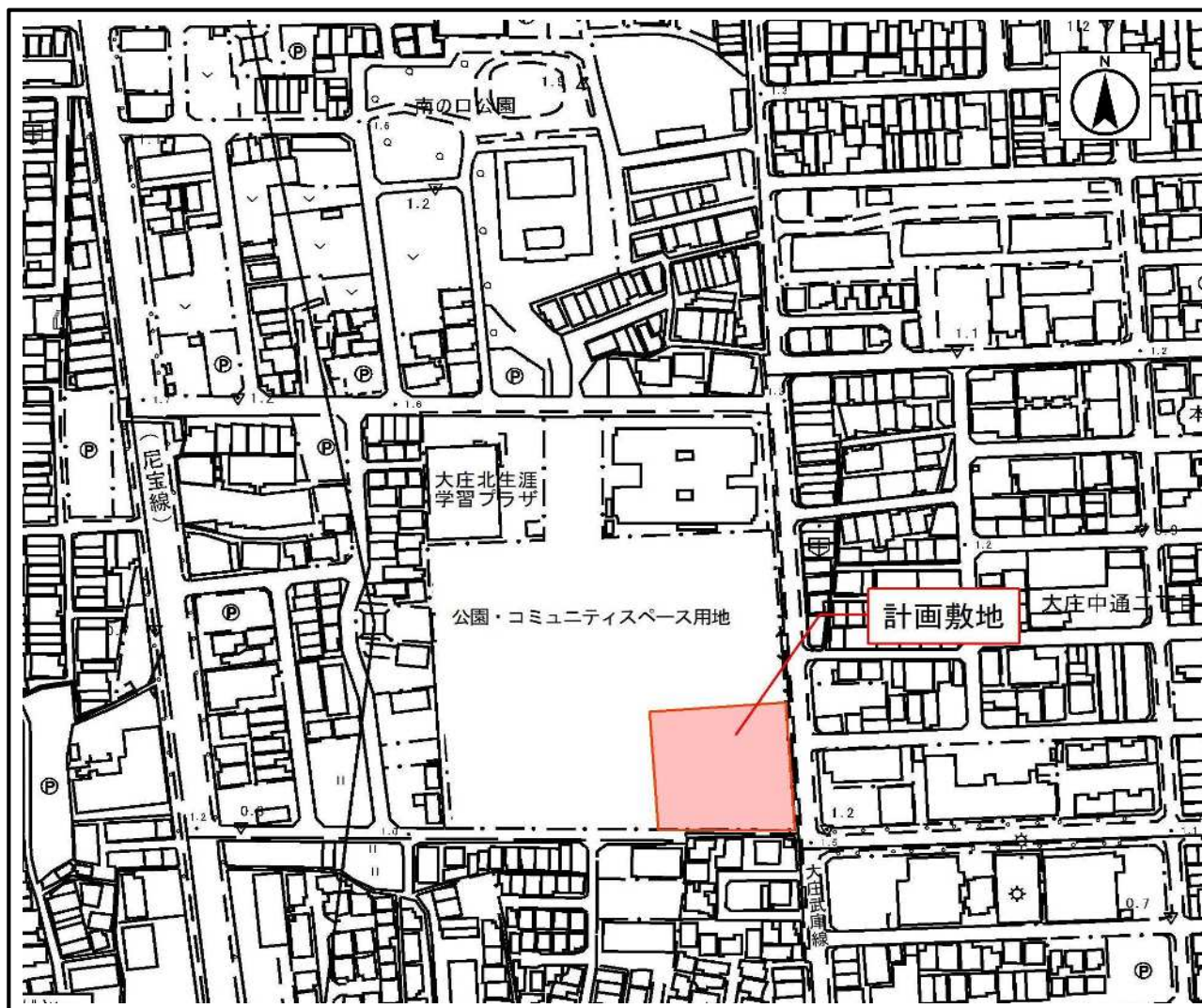
項目	内 容
事業のコンセプト	<p>本事業は老朽化した大庄体育館（地区体育館）及び千代木園（老人福祉センター）の機能を併せ持つ施設を新築する事業であり、下記の考え方にに基づき整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZEB Ready認証を前提とした環境と経済性に配慮した施設とする。</li> <li>・ 年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツや生きがい・健康づくりに参画できる施設とする。</li> <li>・ 介護予防としてのフレイル対策等の事業や、多世代交流を促進できる施設とする。</li> </ul>
建築計画に留意する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ZEBについて ZEB Readyの認証取得に向けた実現可能性の高い省エネルギー対策による環境負荷の低減と、ライフサイクルコスト縮減（イニシャル及びランニング共）に係る具体的な手法などについて、施設の特性を踏まえ総合的に検討すること。</li> <li>2 隣接する公園との調和を図り、公園との相互利用に配慮した建物配置、動線計画とすること。</li> <li>3 施設の多用途性について 利用者の安全性や競技運営面等に考慮した上で、「体育館」としての用途にとどまらず、様々な人が気軽に立ち寄り利用し、交流できるような、空間・機能を持つ施設となるよう配慮すること。施設内外の視線が公園とつながる配置を検討すること。</li> <li>4 居室の配置について 主に高齢者の利用が想定される、集会室・娯楽室、談話コーナー、多目的スペースは、可能な限り、1階に配置することを基本とするが、コンセプトを実現するにあたって、より効率的な配置の提案があればこの限りではない。</li> <li>5 周辺住宅への配慮について 建設予定地の南側には住宅が建ち並んでいるため、騒音等の苦情を軽減するため、開口部の位置や各フロア、防音等について施設の機能を低下させない範囲で配慮すること。</li> <li>6 避難所機能について 津波等一時避難場所への指定を予定しているため、GL+5m以上の部分に280人以上が避難できるような構造とすること。</li> <li>7 駐車場について 本施設には施設利用者用の駐車場を設置することとし、敷地東側のスペースを有効活用するよう検討すること。また、通行する市民や周辺住民、施設利用者や公園利用者の安全面について配慮した駐車場とすること。なお、台数については最低5台を想定しているが、他の諸条件を満たした上で、可能な限り確保できるようレイアウトすること。</li> <li>8 延べ面積について 建物全体として、効率的な室配置、動線計画により延べ面積の削減に可能な範囲で努めること。</li> </ol>
デザイン・景観に留意する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該施設の利用者以外にも気軽に立ち寄れるような親しみやすいデザインとすること。</li> <li>・ ユニバーサルデザイン（LGBTQ+対応含む）に配慮したサインや施設の計画を行い、すべての利用者に親しみやすくわかりやすい施設となるよう配慮すること。</li> </ul>
その他留意する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣接する公園が先行して整備されるため、工事ヤードの設置位置、期間、利用終了後の公園への整備については双方の基本設計において協議すること。ただし、公園敷地内に工事ヤードを設けられない可能性があることを含み置くこと。</li> <li>・ 敷地西側は将来的に住宅開発用地としての活用が留保されている状況であるが、当面はコミュニティスペースとして供用する。将来的に計画に齟齬が生じないよう配慮すること。</li> <li>・ 太陽光発電や蓄電池等の整備を計画すること。</li> </ul>

### 3 敷地の状況

項 目	内 容	備 考																									
敷地	都市計画等の中の位置づけ	居住誘導区域																									
	接道状況	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">東</td> <td style="text-align: center;">西</td> <td style="text-align: center;">南</td> <td style="text-align: center;">北</td> </tr> <tr> <td>道路巾員</td> <td style="text-align: center;">約12m</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">約2m (非道路) 約6m (42条1項1号)</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>公道・私道の種別</td> <td style="text-align: center;">42条1項1号</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">非道路 一部42条1項1号</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>敷地との高低差</td> <td style="text-align: center;">約0.4m</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">約0.3m</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>道路の機能 (接道機能など)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		東	西	南	北	道路巾員	約12m	-	約2m (非道路) 約6m (42条1項1号)	-	公道・私道の種別	42条1項1号	-	非道路 一部42条1項1号	-	敷地との高低差	約0.4m	-	約0.3m	-	道路の機能 (接道機能など)				
		東	西	南	北																						
	道路巾員	約12m	-	約2m (非道路) 約6m (42条1項1号)	-																						
	公道・私道の種別	42条1項1号	-	非道路 一部42条1項1号	-																						
敷地との高低差	約0.4m	-	約0.3m	-																							
道路の機能 (接道機能など)																											
境界石標	<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有 ( 4箇所 )																										
障害物																											
地上	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (家屋 (立木 (基礎 (井戸 (その他																										
地中 (埋設管等)	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (・旧建築物の地中構造体 ・電力線路 ・通信線路 ・給水管 ・排水管 ・ガス管 ・消火管 ・ )																										
上空 (高圧電線等)	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 (・電力線路 ・通信線路 )																										
隣接建物、工作物	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ( )																										
	・規模 ( ) m <sup>2</sup> くらい ・地業 (杭 <input type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 )																										
敷地の前歴、盛土等	<input type="checkbox"/> 池 <input type="checkbox"/> 沼 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 盛土 ・盛土の経過年数 ( ) 年 <input checked="" type="checkbox"/> 施設 ・前施設の名称 (大庄西中学校 (体育館) )																										
土質調査資料	・当敷地 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ・周辺 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有	隣地大庄北生涯学習プラザ建設時のボーリング 旧大庄西中学校北西 (S45) のボーリング 紙データのみ																									
構内既存建物資料	(建築基準法計画通知用) ・ <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ( 棟、 m ) ・ 建築面積 m <sup>2</sup> 延べ面積 m <sup>2</sup> ・ 配置図 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有																										
都市計画	斜線制限 (道路、隣地)	・ 東側: ( 道路斜線 ) 道路幅員 東: 約12 m ・ 西側: ( 隣地斜線 ) 西: m ・ 南側: ( 道路斜線 ) 南: 約2~6 m ・ 北側: ( 隣地斜線、高度地区による斜線 ) 北: m																									
	高さ制限	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ( ) m																									
	壁面後退	<input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 有 ( ) m																									
	日影制限	・ 敷地境界から10m超 ( 2.5 ) 時間 ・ 敷地境界から5m超10m以内 ( 4 ) 時間																									
	建築・設備に関する条例	<table style="width: 100%;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 開発行為</td> <td><input type="checkbox"/> 消防設備の付加</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 日照</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 電波障害対策</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例・県条例</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 都市景観</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 駐車場</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 消防設備の付加	<input type="checkbox"/> 日照	<input checked="" type="checkbox"/> 電波障害対策	<input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例・県条例	<input checked="" type="checkbox"/> 都市景観	<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物	<input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例	<input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 消防設備の付加																										
<input type="checkbox"/> 日照	<input checked="" type="checkbox"/> 電波障害対策																										
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化 市条例・県条例	<input checked="" type="checkbox"/> 都市景観																										
<input checked="" type="checkbox"/> 駐車場	<input checked="" type="checkbox"/> 屋外広告物																										
<input checked="" type="checkbox"/> 騒音、振動	<input type="checkbox"/>																										
<input checked="" type="checkbox"/> 県福祉のまちづくり	<input type="checkbox"/>																										
<input checked="" type="checkbox"/> 兵庫県建築基準条例	<input type="checkbox"/>																										

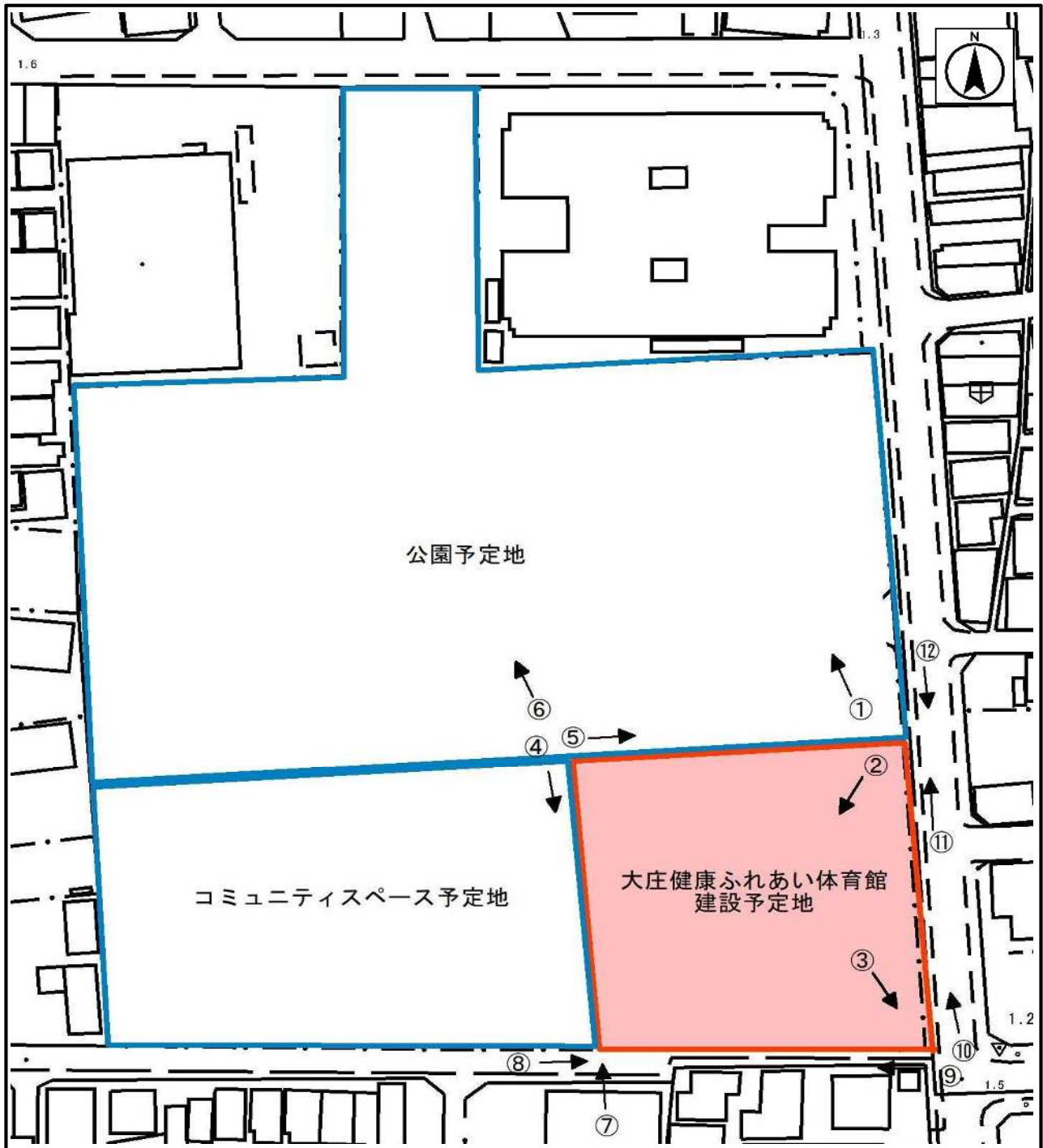
## 4 付近見取り図

### ■計画地 付近見取り図



## 5 敷地現況図

### ■計画敷地状況図



・上図に記載の番号及び矢印は、現況写真の位置及び向きを示す。

6 敷地周辺現況写真

①



②



③



④



⑤



⑥



6 敷地周辺現況写真

⑦



⑧



⑨



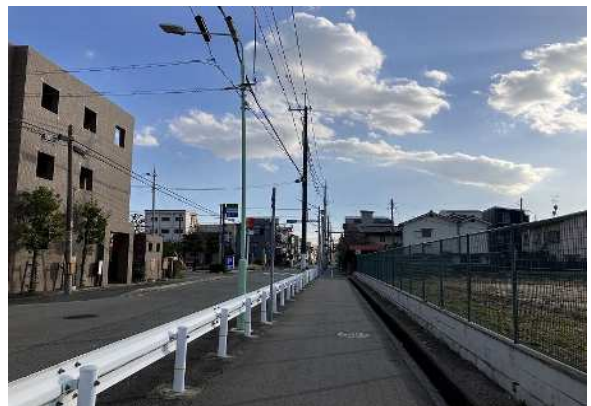
⑩



⑪



⑫



部門	室名	室数	面積 (㎡)	諸室条件
体育館 本体	全体			無線LANアクセスポイント用配管を設けること。
	事務室 (スタッフ更衣室含む)	1	45	0Aフロアとし、机等のレイアウト変更を容易にできること。 給湯コーナーを設置すること。(冷蔵庫1台設置予定) 洗濯室を設置すること。(洗濯機1台を設置予定) 省スペースで収納力のある書庫、収納棚を設置すること。
	第1フロア	1	720	公式ルールに即した次の競技コートを設置すること。ただし、コートの外の必要スペースについては可能な限り設けることとする。 メインバスケットボールコート (1面) ミニバスケットボールコート (2面) メイン6人制バレーボールコート (1面) サブ6人制バレーボールコート (2面) バドミントンコート (3面) テニスコート (1面) 床仕上げはシート張りとし競技に適した材料を検討すること。 ダンス利用のため一面を鏡張りとする。
	第2フロア	1	250	室の配置については問わないが、格技室は柔道が可能な畳敷とし、第2フロアは第1フロアと同等程度の床材にすること。第2フロアはダンス利用のため一面を鏡張りにすること。2室の合計面積を250㎡とする。
	格技室	1		
	更衣室 (シャワールーム含む)	1	45	男女別に計画すること。シャワールームにはそれぞれ車椅子用シャワーブースを設置すること
	集会室・娯楽室①② (防音壁設備)	1	100	可動式間仕切りで2部屋を一体で利用できるようにすること。 長机、椅子等を収納するスペースを設置すること。
	談話コーナー・多目的スペース	1	120	一体的な空間とし、広く開かれた空間となるようにすること。 また、フレイル対策事業として、イスや器具 (ステップ台等) を使用した、高齢者向けの運動の実施を予定しているため、傷のつきにくい床材とすること。
	器具庫	適宜	100	第1フロア・第2フロア付近に設置すること。体育器具 (マット、支柱、跳び箱、その他体育備品等) を収納するものとし、棚等により、上下での収納を可能とすること。
	共用部分 (機械室等含む)	1	480	施設運営や防災上の観点から各室までの廊下等は土足とすることを検討する。(第1フロア、第2フロア、格技室、集会室・娯楽室は上履きで利用する) 第1フロア、第2フロア付近に冷水器の設置 (別途) を想定すること。
	待合コーナー	1		面積は共用部分に含む。自動販売機 (2台程度。別途) の設置を見込むこと。
	ギャラリー	-		可能な範囲で2階から第1フロアを閲覧するスペースをギャラリーとして設置すること。 面積は共用部分に含む。
	トイレ	-		面積は共用部分に含む。 男女トイレを1・2階、多目的トイレを1階に設置する。 男性トイレは1・2階全体で洋便器4つ、小便器7つ程度を設置する。 女性トイレは1・2階全体で洋便器7つ程度設置する。 多目的トイレはオストメイト対応、車椅子利用者も使用可能とすること。
	授乳室	1		面積は共用部分に含む。
湯沸室	1	面積は共用部分に含む。		
屋外施設	駐車場	-		-
	駐輪場	-	-	敷地を最大限活用した形を提案すること。

- ※乗用エレベーター設備を設置すること
- ※太陽光発電、蓄電池を設置すること。容量は協議による。
- ※LGBTQ+対応について延べ面積の範囲内で企画提案すること

合計面積 (参考)

体育館本体	1380 ㎡
共用部	480 ㎡
合計面積	1860 ㎡

・共用部とは、玄関・廊下・階段等を想定している。

令和5年度

土質調査業務委託仕様書

資産統括局 技術監理部 建築課





# 土質調査業務仕様書

## 1 章 一 般 事 項

1. 1 適用範囲	特記事項以外は、本仕様書による。
1. 2 設計図書	設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。
1. 3 現場代理人	調査の性質上、現場代理人は現場管理者（地質調査業者登録規定でいう。）とする。
1. 4 疑義に対する処置	設計図書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督員の指示を受ける。
1. 5 官公署その他への 手続き	調査に必要な官公署への手続きは、速やかに行う。
1. 6 調査のための設備	給水、排水、ガス、電気等の調査のための設備については、受託者の負担とする。
1. 7 調査の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>a 調査地点、調査内容及び調査数量は特記によるものとし、調査の順序、方法、ベンチマークについては、監督員の指示による。</li><li>b 設計深度到達前に目的を達したとき、当該深度に達しても調査目的を達しえない時、予想外の障害で調査の続行が不可能な時は監督員に報告し、指示を受ける。</li><li>c 現場の状況並びに業務の執行状況により、やむを得ず当該調査内容の変更をするときは、監督員の指示を受ける。</li></ul>
1. 8 立会い	監督員の立会いは、つぎの場合に行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>a 調査の着手、完了及び調査中</li><li>b 設計図書に定められた場合</li><li>c 監督員が特に指示した場合</li></ul>
1. 9 中間報告	各段階の調査、試験が終了した場合は、結果を整理し、速やかに報告する。
1. 10 検査	監督員の検査は、つぎの場合に行う。 <ul style="list-style-type: none"><li>a 設計図書に定められた場合</li><li>b 監督員の指示した工程に達した場合</li></ul>

1. 1. 1  
調査地点の表示

調査地点には、頭部に黄色のペイントを塗布し、調査番号を記した角杭を設置する。

1. 1. 2  
跡片付け

現場作業終了後は、監督員の指示により、ボーリング孔の埋め戻し、清掃等の跡片付けを行う。

1. 1. 3  
提出書類

受託者の提出書類は、つぎのとおりとする。ただし、建築設計提出書類と重複及び同書類に記入可能なものは、省略することができる。

a 着手時

- ・ 工程表 2 部
- ・ 主任技術者届（経歴書共） 2 部
- ・ 現場管理者届（経歴書共） 2 部

b 完了時

- ・ 報告書（本仕様書 7章による。） 2 部

## 2 章 ボーリング

2. 1  
位置、深度

特記による。

2. 2  
工法

ロータリー式ボーリングを原則とする。

2. 3  
孔径

孔径は、2. 3. 1表による。

2. 3. 1表

種 別	孔 径
標準貫入試験のみを行う場合	66 mm以上
シウォールサンプラーによる資料採取を行う場合	86 mm以上
デニソン型サンプラーによる資料採取を行う場合	116 mm以上

2. 4  
掘削

- a 崩壊性地質には、ケーシング又はベントナイト液（以下「泥水」という。）を使用し、孔壁の崩壊を防止する。
- b 地下水位より上の地盤は、原則として空掘りとする。
- c 岩盤ボーリングは、ダブルコアチューブを用い、できるだけ完全なコアを採取する。
- d 掘進が所定の深度に到達したときは、監督員に報告し、指示及び検尺をうける。

2. 5  
その他

現場透水試験、間隙水圧測定、地下水調査のためのボーリングに泥水を使用した場合は、清水循環等の方法により孔内泥水を完全に除去する。

### 3 章 サ ウ ン デ ィ ン グ

#### 3. 1 標準貫入試験

- a 試験方法は、J I S A 1 2 1 9（土の標準貫入試験方法）による。
- b 試験用具
  - ・試験用具は、監督員の承認を得たものを使用する。
  - ・ハンマーの自由落下には、原則としてトンビを用いる。
- c 試験の実施
  - ・スライムは、泥水循環の方法により除去する。
  - ・標準貫入試験は、深度75 cmピッチで所定の深度まで行う。
  - ・試験は、15 cmの予備打ち、30 cmの本打ち、約5 cmの後打ちの順に行う。ただし、後打ちは、場合によっては省略してもよい。
  - ・N値の測定は、60回を上限とする。
  - ・岩盤等で標準貫入試験による資料採取が、不能な場合は、2.4 cにより孔径66 mm以上のコアボーリングで資料採取を行う。
- d 資料採取、整理
  - ・標準貫入試験により採取した試料は、土質が異なるごとに、水密性の容器（透明プラスチック製）に入れ標本として整理する。
  - ・試料容器には、ボーリング番号、採取深度、N値、土質を記入した付箋を貼付ける。
  - ・試料は、標本箱に収納して提出する。標本箱には、工事名、業者名、ボーリング番号、採取深度の範囲等を記入する。

#### 3. 2 オランダ式二重管 コーン貫入試験 (ダッチコーン)

- a 試験方法は、J I S A 1 2 2 0（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）による。
- b 試験は、深度25 cmピッチで所定の深度まで実施する。

#### 3. 3 スウェーデン式 サウンディング

- a サウンディング用具は、スウェーデン式サウンディング試験機とする。
- b 試験は、ロッドを調査地点に垂直に立て、荷重段階を5、15、25、50、75、100 kgとして、それぞれに应ずる貫入量を測定する。  
ある荷重段階でロッドの貫入速さが急激に増大した場合は、そのまま貫入させ貫入状況の観察記録をとる。
- c 荷重段階100 kgでロッドの貫入が止まった場合は、その貫入量を記録した後、ハンドルを回転し次の目盛線まで貫入させるのにする半回転数を記録する。以後目盛線（25 cm）ごとの半回転数を記録する。
- d 回転数の測定値は、貫入量1 m当たりの半回転数NSWに換算しこれと測定深さの関係及び荷重と貫入深さの関係の両者を

地表から連続的に図示する。

- e 一地点の測定は、連続して行い、各地点の測定終了ごとにスクリーポイントの異常がないことを確認する。

## 4 章 サンプルリング

### 4. 1 一般事項

- a 不攪乱試料の採取に使用するサンプラーの種類、サンプルの採取深度は、特記による。特記なき場合のサンプラーの種類はデニソン型とする。
- b 標準貫入試験後引き続いて、不攪乱試料の採取を行う場合は、打撃による攪乱の範囲を避けた位置で採取する。
- c 地下水位以上の土のサンプリングは、無水状態で行う。地下水位以下の土のサンプリングは、ボーリング孔内の水位を地下水位以上に保つ。
- d スライムは、泥水循環及びベイラーにより除去する。ベイラーの使用は、その上下運動で孔底の採取試料を乱さないよう注意する。
- e 試料採取後は、速やかにサンプラーの両端をパラフィンにて完全に密封し、キャップをかぶせ衝撃、振動を与えないように十分に注意して運搬し、速やかに試験を行う。
- f サンプリングチューブは、試験に供するまで温度変化の少ない場所で保管する。
- g サンプリング結果は、土質工学会のデータシート（サンプリングの記録）の様式で記録し報告する。
- h シンウォールチューブは、新品とする。

### 4. 2 シンウォールサンプラーによる不攪乱試料の採取

- a シンウォールサンプラーの種類は、固定ピストン式サンプラーとする。
- b 試料採取方法は、土質工学会基準（案）（固定ピストン式シンウォールサンプラーによる乱さない試料の採取方法）による。
- c サンプリングチューブの長さは、試験に供する試験体数に応じて十分な長さのものを使用する。
- d サンプラーは回転せず、一定速度をもって途中停止することなく圧入し、ねじり又は打撃によって地盤を攪乱する恐れのあることは一切行ってはならない。

### 4. 3 デニソン型サンプラーによる不攪乱試料の採取

- a 内管は、突出し長さ0～10 cmの範囲で調整できるものとする。
- b サンプリングチューブは、4. 2のシンウォールチューブと同じ物とする。
- c 内管の先行長さは、粘性土の硬軟に応じた長さを保持する。
- d サンプラーを孔底に降下する場合、泥水中のスライムが内管と外管の間に侵入し、内管が共回りをする事があるので、この場合は、適当なシールをもってスライムの侵入を防ぐ。
- e サンプラーは、一定速度をもって途中停止することなく圧入

し、圧入長さはサンプリングチューブの有効長さを越えてはならない。

f 圧入に当たっては、ねじりによって地盤を攪乱しないように注意する。

## 5 章 載 荷 試 験

### 5. 1 ボーリング孔内 横方向載荷試験

a 試験機の型式は、プレシオメーター、LLTのうち監督員の承認を得たものを使用する。

b ボーリング孔及び試験深度

- ・測定用ボーリング孔は、孔壁を乱さないよう、かつ、滑らかな壁面に仕上げる。
- ・試験深度は特記による。ただし、指定された深度の地層中に試験に影響を及ぼすような障害物が存在する場合、又ボーリング結果より土質が変化している場合は、監督員に連絡し指示を受ける。

c 試験の実施

- ・ボーリングから測定までの時間は、原則として24時間以内  
に実施する。
- ・孔内測定に先立ち、試験機器の補正用（圧力補正、体積補正）  
の測定を行う。
- ・加圧は、段階荷重とし、孔壁に加わる圧力が0.1kg/ピッチ程度  
又は予想最大圧力の1/20程度の圧力を、段階的に加圧する。
- ・各荷重段階で、圧力を2分間一定に保ち、この間に生じる変形量  
を加圧の瞬間から、15秒、30秒、1分、2分について測定する。
- ・加圧は、上記により順次圧力を上昇させ、2分間に生じる変形が  
著しく進行する状態（破壊圧）まで実施する。

d 測定結果の整理

- ・測定した圧力と、変形、補正值及び補正後の圧力と変形の値は、  
データシートに記入する。
- ・補正後の圧力と変形から、圧力-変形曲線、圧力-クリープ曲線を  
記入する。
- ・解析は、K値、変形係数、静止土圧、降伏圧、破壊圧等について  
求める。
- ・試験結果には、上記の他試験機の種類、測定深度、土質、N値、  
土質試験結果等も記入する。

## 6 章 土 質 試 験

### 6. 1 試料の調整

a 物理試験用試料の調整は、JIS A 1201による。

b 力学試験用試料の調整

- ・乱れ、含水量の変化がないよう取り扱う。
- ・搬入試料に乱れがある場合、又試料不良の場合は、再度試料

を採取して試験を行う。

6.2  
試験方法

a 試験方法は、6.2.1表、6.2.2表による。

6.2.1表

区分	試験項目	試験方法
物理試験	土粒子の密度試験	J I S A 1 2 0 2 (土粒子の比重試験)
	土の含水比試験	J I S A 1 2 0 3 (土の含水試験方法)
	土の粒度試験	J I S A 1 2 0 4 (土の粘土試験方法)
	土の液性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の液性限界試験)
	土の塑性限界試験	J I S A 1 2 0 5 (土の塑性限界試験)

\* 砂質土の場合は不要。

6.2.2表

区分	試験項目	試験方法
力学試験	一軸圧縮試験	J I S A 1 2 1 6 (土の一軸圧縮試験方法)
	圧密試験	J I S A 1 2 1 7 (土の圧密試験方法)
	透水試験	J I S A 1 2 1 8 (土の透水試験方法) 特記による
	三軸圧縮試験 (直接せん断試験)	土質工学会「土質試験法」 による
	特記による	

b 土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

7 章 報 告

7.1  
提出物

- a 地質調査報告書 2 部
- b 土質標本 (木箱入) 1 部
- c 尼崎市指定用紙に準じた柱状図及び配置図 1 部  
(2次原図)

7.2  
報告書の形式・  
内容

- a 報告書の大きさはA4版とする。
- b 報告書の表紙及び図面には、調査名、調査年月日、依頼主、業者名を明記する。報告書の背にも調査名を明記する。
- c 調査概要には次の事項を記す。

- ・調査内容
- ・調査機器
- ・調査地の地形、地質的概要
- ・既応の調査からみた調査地付近の概要

d 調査結果の整理

- ・土質柱状図

柱状図には、基準点との高低関係、地下水位（孔内水位）の他ボーリング及び標準貫入試験の結果を、土質工学会データシートの様式に準じてまとめる。土質分類記号は、7.3（土質分類記号）による。

- ・推定地層断面図

断面の方向については、監督員と協議して決める。なお、断面図には標準貫入試験結果も併記する。地層分類は、日本統一土質分類法による。

- ・土質試験結果

土質試験結果は、土質工学会データシートの様式に準じて整理する。

- ・調査結果の考察

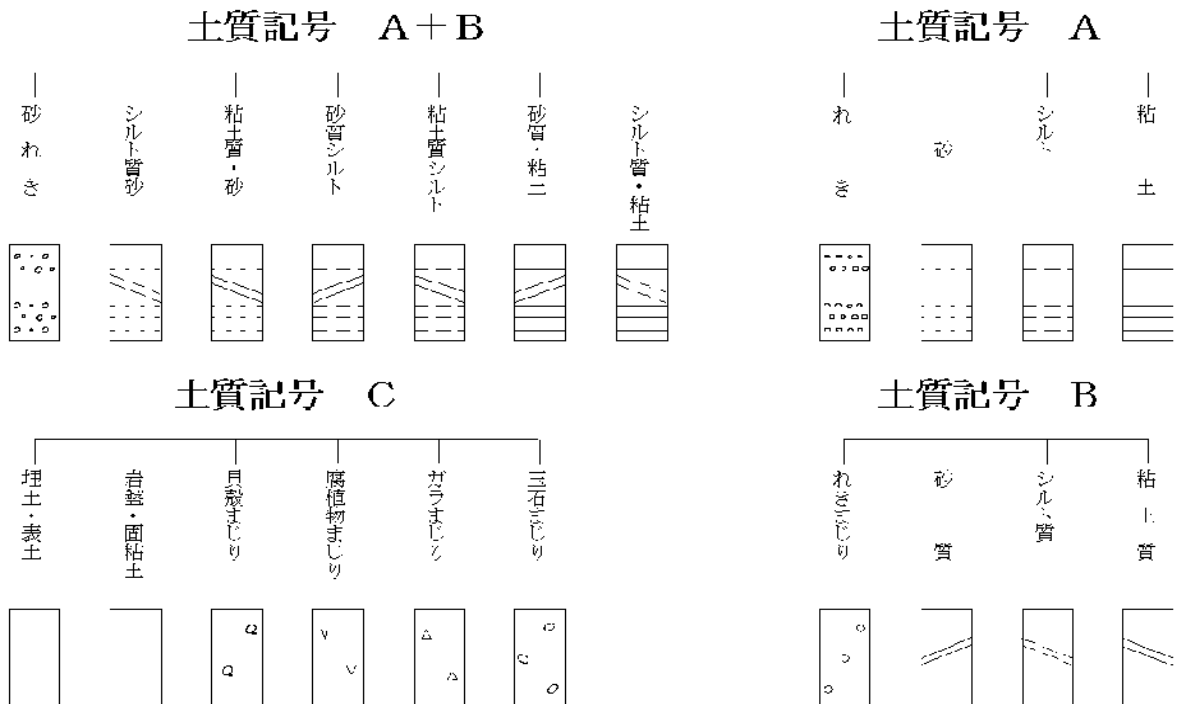
調査結果に基づき、調査地の地質的考察及び構造物の設計、施工上の所見を記入する。

- ・現場写真（カラー）

着手前の調査場所及び付近の状況、並びに調査状況・残尺・検尺を撮影し整理する。

7.3  
土質分類記号

a 土質分類記号は、7.3.1図による。  
7.3.1図





(仮称)大庄健康ふれあい体育館新築工事基本設計業務委託

試験一覧

標準貫入試験 No.1 深度 25.0m(室内土質試験・原位置試験)  
 No.2 深度 25.0m(室内土質試験)

室内土質試験一覧

No.1、No.2室内土質試験一覧

室内試験一覧	記号	D1	D2	D3	D4	D5	D6	D7				
深度		3	7	11	13	16	21	23				
土粒子の密度試験		○	○	○	○	○	○	○				
土の含水比試験		○	○	○	○	○	○	○				
土の粒度試験		○	○	○	○	○	○	○				
土の液性限界試験					○		○	○				
土の塑性限界試験					○		○	○				
		砂	砂	砂	粘土	粘土	砂礫	砂礫				
一軸圧縮試験					※○							
三軸圧縮試験					※○							
圧密試験					※○							

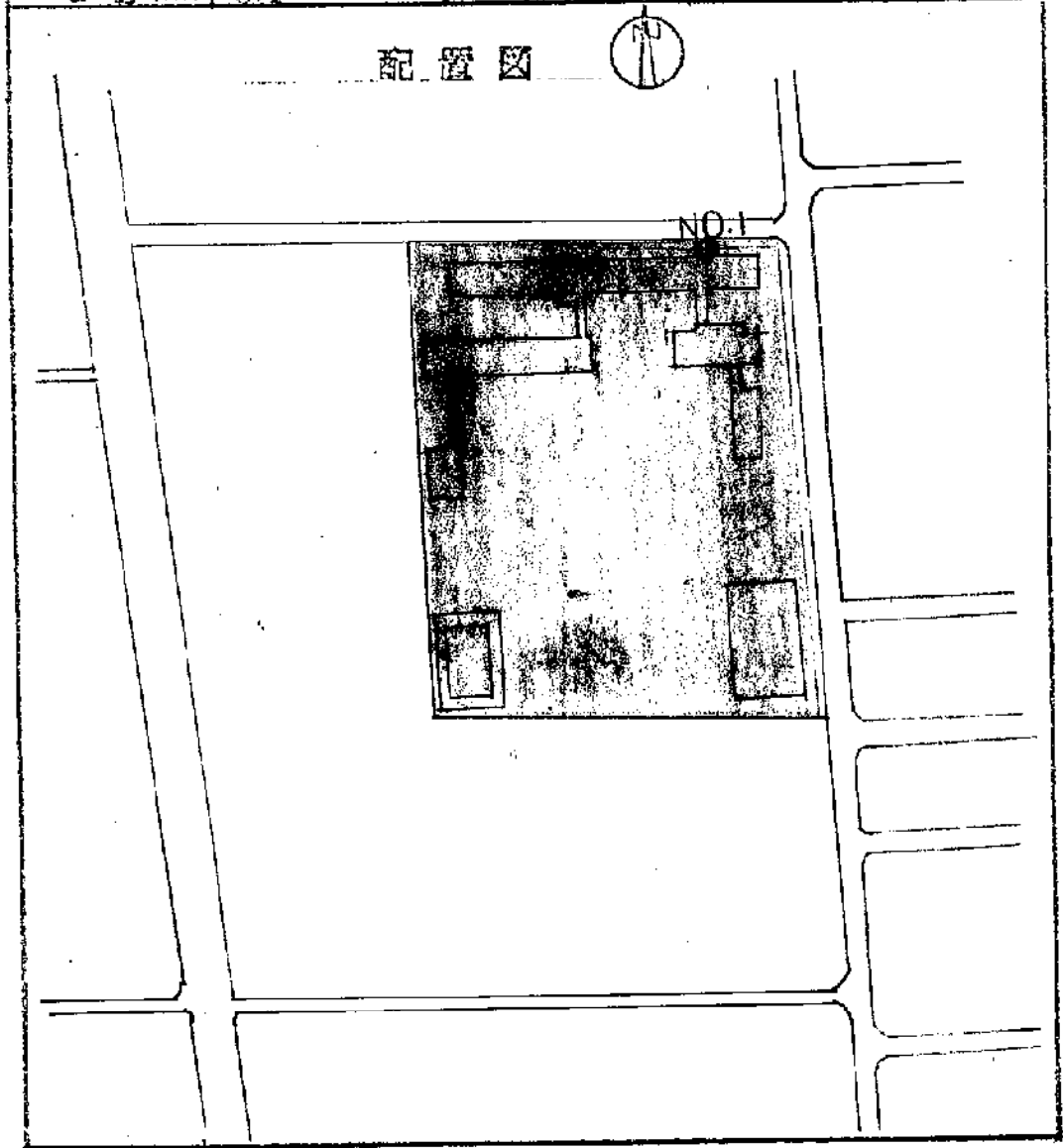
※○はNo.1に適用

原位置試験

ボーリング孔内載荷試験 1箇所  
 現場透水試験 1箇所

7-7

地 点		名 称						
⑦	A-4	大庄西中学校						
所 在 地		建 物 構 造						
岡山県大庄町南新田								
水準点	測定年度	45年度	杭	設計	構造	径(m)	長さ(m)	支持力(t/本)
	標高番号							
	所在地			実施				
	O.P(m)							
	G.L(m)	O.P ±						





## 大庄西中学校跡地等の活用方針

令和4年4月

### 1 これまでの経過

- (1) 尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画の取組みに伴い生じた大庄西中学校跡地の活用を地域の意見を伺いながら進めていくため、平成20年9月に、地域活動の推進役として活動している市民や子育て世代などに参画いただき、大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会を設置した。市民委員会において議論・協議が行われ、平成21年10月に報告書（以下「市民委員会報告書」という。）がとりまとめられた。
- (2) その後、市民委員会報告書に基づき、支所と地区会館の複合施設（現大庄北生涯学習プラザ）や特別養護老人ホーム（民間施設）、中学校記念碑を整備したものの、南の口公園の移転に係る課題が判明したことなどから、公園の移転など、一部の活用が実現できていなかった。
- (3) その間の土地活用については、暫定利用として、大庄おもしろ広場により、スポーツ活動、各種交流イベントの開催、地域開放など地域コミュニティの活性化に資する活動が行われてきた。
- (4) 実現に至っていない取組みを進めるため、南の口公園に係る課題の解決を前提に、改めて地域活動の推進役として活動している市民や子育て世代などに参画いただき、令和2年2月に、大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップを設置した。

当該ワークショップでは、当時の市民委員会報告書を基本としながら議論を進め、令和3年3月に「大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ意見に係る論点整理（とりまとめ）」（以下「ワークショップ意見」という。）が示された。

### 2 跡地の活用

市民委員会報告書及びその報告書に今日的な視点も加えてとりまとめられたワークショップ意見を十分に踏まえたうえで、次のとおり、土地活用の方向性等について定める。

#### (1) 大庄西中学校跡地

##### ア 都市計画公園及びコミュニティスペース

敷地北側にできる限り整形となるよう10,000㎡程度の敷地を確保し、南の口公園を移転させるとともに、敷地南西側の3,800㎡程度の敷地については、ファミリー世帯の定住・転入促進のための住宅開発用地としての活用（売却）は留保し、まずはコミュニティスペースとしての活用を検討する。

南の口公園の移転にあたっては、地域の魅力を高めることや地域コミュニティの活性化を目的として、行政が主体となって管理運営を行う従来型の公園に優先して、地域が主体となって管理運営を行うことにより、多様で自由な利用を可能とする協働型公園の実現を目指すこととする。

また、コミュニティスペースについては、協働型公園などとの連携や一体的な利用も視野に、より制約の少ない広く開かれた自由な地域活動ができる場の実現を目指す。

イ (仮称) 大庄健康ふれあい体育館

大庄武庫線からのアクセスや、ワークショップ意見における駐車場の設置等を考慮し、敷地南東側に 2,800 m<sup>2</sup>程度の敷地を確保し、大庄体育館と千代木園の機能を統合した生きがい・健康づくり、介護予防機能を備えた(仮称)大庄健康ふれあい体育館を整備する。

整備にあたっては、隣接する公園やコミュニティスペースなどとの連携も含めた検討を進めていく。

(2) 南の口公園

南の口公園については、大庄西中学校跡地への移転が完了するまで公園機能を存続させ、公園機能の移転完了後、必要な道路整備などを行ったうえで、ファミリー世帯の定住・転入促進のための住宅開発用地として活用するため売却する。

【配置案】



### (3) 今後の土地活用に向けた意見交換の実施

地域住民が自分たちの公園として身近に感じてもらえるよう、ワークショップ意見を受けて、協働型公園の活動や管理等への参画を希望する地域住民等が集える「(仮称)大庄西中学校跡地活用における地域協働の学びと交流の場」を設置する。

この場を通じて、多くの意見・アイデアなどを頂き、まずは新しい公園の将来像、利活用の方向性、空間や施設の整備内容、利用ルール、管理運営など協働型公園の実現に向けた意見交換を進めていくこととし、意見がまとまらない場合などについては、行政が主体となって管理運営を行う従来型の公園とすることも選択肢とする。

また、この場を通じて、コミュニティスペースの活用についても意見交換を行っていく。

(仮称)大庄健康ふれあい体育館については、別途、タウンミーティングを開催し、協働型公園等に係る意見交換の状況も踏まえながら、市民・利用者等と意見交換を行う中で、具体的な整備内容等について検討を進めることとする。

## 3 今後の予定

- |         |   |
|---------|---|
| 令和4年度   | ・協働型公園やコミュニティスペースに係る(仮称)大庄西中学校跡地活用における地域協働の学びと交流の場での意見交換、(仮称)大庄健康ふれあい体育館に係るタウンミーティングの開催 |
|         | ・大庄西中学校跡地内の既存施設の除却  |
| 令和5年度以降 | ・地域の意見等を踏まえた施設整備に向けた取組みを順次実施  |

## 4 参考資料

- (1) 参考資料1 大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会報告書(H21.10)(抜粋)
- (2) 参考資料2 大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ意見に係る論点整理(とりまとめ)

以 上

(このページは白紙です。)

大庄中部《未来につなぐ》まちづくり市民委員会報告書 (H21.10) (抜粋)

大庄中部地域の  
まちづくりの  
あり方

安全・安心で快適な暮らしを  
未来につなげるまちづくり

旧大庄西中学校  
敷地活用の方向性と  
3つの活用  
コンセプト

貴重な空間資源を  
地域の未来のために

～ 活動を広げ、市民をつなぐ拠点づくり ～

- ・それぞれの活用コンセプトに沿った複合的な施設の整備
- ・整備される建物・公園は災害時の避難場所としても機能

ひととまちをつなぐ  
地域活動の拠点づくり

●地域の活動拠点

[いつでも誰もが多機能に使用できる施設、地域活動団体の事務所]

●地区会館/体育館/支所  
/図書館等の複合施設  
[地域にある公共施設の集約建替え]

●公園

[地域の一時避難地や緑化にもつながる公園、多世代が利用できるような公園、イベント時にも利用できるような公園、南ノロ公園の移転]

●子どもの居場所[自由に集える場]

●中高生の遊び場所

●多世代が交流できる場所

●フェンスつきグラウンド

[子ども達がボール遊びできる場所]

●高齢者福祉施設

[地域の多くの高齢者が利用できる施設]

●介護体験施設

- 学校の記念碑
- 学校の思い出となる樹木や建造物の保全

- 利用可能な既存スポーツ施設の活用

学校の思い出と  
みどりのある  
憩いの空間づくり

子どもが健やかに育ち、  
高齢者が安心して過ごせる  
場所づくり



(このページは白紙です。)

令和 3 年 3 月 21 日

### 大庄《未来につなぐ》まちづくりワークショップ意見に係る論点整理(とりまとめ)

令和 3 年 3 月 21 日に開催した第 7 回ワークショップにおいて、これまで皆様から多数いただいた意見を踏まえ、旧大庄西中学校の跡地活用について、次のとおり論点を整理し、意見をとりまとめました。

また、公園部会や施設部会を含めて、公園や体育館の施設整備・活動などに関する意見については、今後、市が施設整備などを検討する際の参考としてください。

#### 1. 跡地活用の基本的な考え方

- ・現在の南ノ口公園は、旧大庄西中学校跡地へ移転することとし、公園跡地を定住転入促進用地(売却)とする。
- ・旧大庄西中学校跡地の土地利用は、公共施設用地として公園約 10,000 m<sup>2</sup>、体育館約 2,000 m<sup>2</sup>を確保するものとし、残りの用地約 4,500 m<sup>2</sup>は、コミュニティスペースとして地域が活用することを条件に、市から提案のあった定住転入促進用地(売却)を保留すること。

#### 2. 新たな公園整備

- ・公園は、都市計画公園として、協働型公園の可能性を探る方向とするため、別途に話し合いの場を設けること。
- ・話し合いの場は、公園の利用圏域(概ね半径 250m～500m 内)にある地域団体や利用団体等に参加を呼びかけ、公園ルールや管理運営等を話し合うこと。
- ・正式に運営委員会が発足すれば、市と協定を締結し運営を開始することになるが、地域内で協議が整わない場合は、一般公園として供用開始すること。

#### 3. (仮称)大庄健康ふれあい体育館

- ・体育館は、地域からのアクセスを考慮して、公共交通機関の充実や駐車場の設置を検討すること、災害時の避難場所として利用できるようにすること。
- ・また、健康増進や介護予防などの複合機能を有しながら、障がい者や高齢者も利用しやすい施設として、多世代交流が促進できるような施設整備やプログラムを検討すること。
- ・具体的な施設整備等の意見は、今後、基本設計やプログラムを検討するための参考とすること。

#### 4. コミュニティスペース

- ・コミュニティスペースは、地域が活用することを条件に、別途に話し合いの場を設けて、新たな管理運営主体のプラットフォームをどうするのか、地域の熱意のある方々で話し合うこと。
- ・新たなプラットフォームでは、様々な地域団体や活動団体などが管理運営に参画できることや広く地域に開放された活動とすることを設立にあたる趣旨とすること。
- ・また、将来的には、協働型公園の運営管理の担い手づくりに寄与し、地域の協働の取組につながる場として活用すること。

(以 上)

(参考)



※完成イメージは現時点の案であり、今後変更となる可能性があります。  
公園整備は別途設計、別途工事となります。